

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

平成 19 年度発電所保護継電器他点検業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約日から平成 20 年 3 月 14 日まで

### (4) 履行場所

鳥取県営発電所（7 箇所）並びに企業局東部事務所及び西部事務所

春米発電所 八頭郡若桜町大字大炊

佐治発電所 鳥取市佐治町河本

加地発電所 八頭郡若桜町大字中原

小鹿第一発電所 東伯郡三朝町大字神倉

小鹿第二発電所 東伯郡三朝町大字三朝

新幡郷発電所 西伯郡伯耆町金廻

日野川第一発電所 日野郡日野町福長

東部事務所 鳥取市古海

西部事務所 米子市八幡

### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、その資格区分が役務の電気設備に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 7 月 3 日（火）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 17 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）の資格を有する職員を雇用し、業務責任者として本件業務に従事させることができる者であること。

### (5) 発電所又は特別高圧の電気設備について本件業務と同程度の保守点検を行った実績があること。

## 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課

電話 0857-26-7443 ファクシミリ 0857-22-6568

##### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

##### (3) 入札説明書の交付方法

###### ア ホームページより入手する場合

平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 10 日（火）までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku>) から入手するものとする。

###### イ 直接交付する場合

平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 10 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、(1)の場所で直接交付するものとする。

###### ウ 郵送による場合

平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 6 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に(1)の場所に、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、請求すること。

##### (4) 郵便等による入札

不可とする。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 7 月 17 日（火）午後 2 時

鳥取県企業局会議室

#### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成 19 年 7 月 10 日（火）午後 4 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。以下「財務規程」という。）第 65 条の 4 に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 65 条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。